素案に関する地域説明会での意見・質問

【意見】

・西部土地区画整理事業に関する意見を平成 21 年５月 14 日の説明会で読み上げたが、何が問題点なのかわからないような要約はやめていただきたい。

・熊本市政が市民・住民への当初の約束を守らせる条文が不可欠であるので、罰則の概念が必要。

・公的オンブズマンについては、条文を見る限り内容が不透明。検討委員会両委員の案、三鷹市のように具体的理念を同時に表記すべき。「公的オンブズマン」と「自治推進委員会」の条文づくりについては、公開の場で行い市民への説明責任を十分果たすべき。

・審議会の詳細（男女比、公募委員の割合、応募者の論文公開など）について条例に盛り込むべき。

・「地域社会、社会、地域」がどこを指すのかが不明確。

・市民の責務　努めますでは弱い。自治会に加入するようはっきり表記して欲しい。

・住民と市民が混在している。他の条例との整合はどうか。また、他の文言に置き換えることはできないか。

・２５条情報共有の原則　努めますでは弱い。義務規定にすべき。

・行政内でも自治会活動についてもっと関心をもってもらいたい。条例化すべき。

・転入手続きや建築確認の際に自治会加入を指導してほしい。

・政令市が目前にせまっている。急いで制定しなくてもいいのではないか。

・地域説明会等で意見を言っても、持ち帰るとの回答で、返事があったためしがない。文書で回答してほしい。

・要援護者の支援などで中核をなす自治会の位置づけをしてほしい。

・１０条　市の執行機関等は言葉として分かりづらい。

・議会は市民の代表。市民と議会と行政のトライアングルはわかりにくい。市民を祭り上げる必要はない。

・子ども議会など将来を背負う子どもを育てることはとても良いこと。２８条で青少年子どもの参画が条例化されているのはとてもいい。

・エネルギー、エコノミー、環境などグローバルな視点をもち、具体的に書くべき。

・市民が行政や議会に意見をいえる仕組み、市民の意見を聴く仕組みをつくり、市民もまちづくりに関心をもっていくべき。

・議員の規定を努めるではなく、義務規定にすべき。

・職員はこの条例の理念がわかっているのか。政令市になるのに職員がしっかりしなくてはいけない。

・諸問題もあるので、第３次自治基本条例を策定すべき。

・危機管理に地震対策が入っていない。入れるべき。

・行政は個人情報を一方的に集めるが出さない。一方通行で情報が生かされていない。
・少子高齢化、長い人生の設計が必要。
・縦割り行政が弊害となっている。こんなことでいいのか。
・自治会で情報を集めようとしても名前しか教えくれず文句だけは言われる。個人情報に過剰に反応しないように行政からも伝えてもらいたい。
・国や県あっての市、対等な関係と書いてあるが連携をとっていくことも必要
・落書きの罰則規定はあるのか。足元からまちづくりをすべき。学校に行って子どもたちに話をしてほしい。
・いい条例、心強く思う。今までの縦割り行政と逆のことをしようとしている。ごみの問題にしても、市民課の窓口で指導をしているのを聞いたことがないのが今までの実情。
・市は打ち上げ花火をあげたがる。仕掛け花火も必要。プライバシーの問題も自治会と民生委員が連携しなければならない。是非この条例を成功させて欲しい。

【質問】
・公的オンブズマンや参画と協働のまちづくり条例については、平成２２年４月に同時施行するのか。
・市長や議員は住民票がないと立候補できないのか。
・条例の構成で、「定義」はこの位置でいいのか。
・市民の権利が報告書より減ったのはなぜか。
・自治推進委員会は常設か。
・第３章　市政の原則及び制度は議会も含むのか。
・再度可決されなかったらどうなるのか。
・他都市の状況は？
・自治法に規定されていることが多々ある。線引きはどうなっているのか。
・国及び県との対等な関係とあるがどういう意味か。
・評価する制度はないのか。
・１８条は、内部告発制度についてのことか。
・自治基本条例は国が決めたことなのか。他の自治体ではどうなっているのか。